

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01295

研究課題名（和文）比較憲法論の世界的多様化時代における日本憲法研究の国際的再定位に関する総合的研究

研究課題名（英文）A Comprehensive Study on the International Re-positioning of Japanese Constitutional Studies in the Era of Global Diversification of Comparative Constitutional Theory

研究代表者

新井 誠 (Arai, Makoto)

広島大学・人間社会科学研究所（法）・教授

研究者番号：20336415

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本における従前の比較憲法手法を再検討し、あわせて、日本憲法研究が世界的にこれまでどのように位置づけられ、今後、どのように展開されるべきなのかにつき、検討した。その結果、世界の比較憲法の手法が少数国参照型から多国間比較へと変化してきていることにより、世界において日本憲法学をひとつの比較対象として客観的に認識しようとする動きが広まっていることを確認した。さらに、世界に向けて日本憲法研究の状況を外国語で発信しながら、あわせて、今後の日本における比較憲法研究のあり方について多面的に検討し、日本国内に向けた一定の問題提起などを行うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題では、近年の世界的な比較憲法学の多様化の過程を経て、外国から見た日本憲法学の客観的認識が変化をしてきているのがわかったことが、学術的にも社会的にも大きな意義であったといえる。そうしたことを踏まえて、対内的には、本研究が、従前の日本憲法学の前提としてきた比較方法論からの部分的脱却を促すこととなる契機となったといえよう。他方で、英語その他の言語で日本憲法研究に関する発信を行ったことにより、国外の研究者に向けて近年の日本憲法研究の現状を伝えることができ、国際日本研究の一環としての日本憲法研究をめぐる多様な可能性を未来に向けて切り開くことができたと考えている。

研究成果の概要（英文）：In this study, we reviewed the traditional Japanese comparative constitutional law method. We examined how the study of Japanese constitutional law has been positioned globally and how it should be developed in the future. As a result, we confirmed there is a growing movement in the world to objectively recognize Japanese constitutional studies as a comparative subject, as the method of comparative constitutional studies in the world is shifting from a minority-country-referenced approach to a multi-country comparative approach. In addition, we presented the state of Japanese constitutional law research to the world in a foreign language. Finally, we examined the future of comparative constitutional law research in Japan from various perspectives and raised certain issues within Japan.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 比較憲法 グローバル化 日本憲法研究 日本学

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本における比較憲法学の手法は、従来、英米独仏を中心とする欧米主要国の憲法制度や理論を検証し、そこから一般性・普遍性を抽出する作業を通して日本への示唆を求めるといったことが主流であったように思われる。もっとも、世界的視点から見た現在の比較憲法研究をめぐっては、より多面的な展開が見られるところであり、比較対象国も特定地域に限られない多様なものとなっている印象がある。そうしたなか、かような多様性の一環として、日本の憲法及び憲法学研究についても国際的注目を受ける可能性が、これまで以上にあるのではないかと、また、実際に日本憲法研究がこれまで以上に行われることになるならば、どのような視点が注目されることになるのか、といった問いが考えられるものの、日本国内においては、それらのことが必ずしも十分に主題化されていない現状がある。国際日本研究の文脈では、従前の人文研究のみならず現代社会科学分野への関心も高まっていることもあり、かような世界的レベルでの研究環境において、日本憲法学それ自体をめぐる(国内外の)従前の手法を再検証すると同時に、日本憲法学にかかる世界的な再定位をする時期が来ていると考えられる。こういったことが本研究を開始する当初の背景としてあった。

本研究課題の研究代表者・(一部の)研究分担者は、本研究課題に至るまで、科研費・基盤研究C「欧米諸国における日本憲法研究をめぐる憲法学的検証」(平成25~27年度)同「日本憲法研究の国際比較 グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性」(平成29年度~令和3年度。当初計画は平成31年度までであったが、コロナ禍を主たる理由とする延長をした)の研究を通じて、その基盤となる調査・研究をしてきていたが、本研究では、さらにそれらをより発展させた課題について取組むこととした。

以上を踏まえて、本研究課題による研究助成を申請する際に提出した、令和2年度・基盤研究(C)(一般)「研究計画調書」では、問題意識として、「多面的、実践的発見が試みられるグローバルな比較憲法論の出現を受け、日本憲法学における従来型の比較憲法論との偏差を受け止めながら、現下の世界的比較憲法研究動向の中での日本憲法研究はどうあるべきかにつき真剣に考えるべきではないか」ということと、「日本憲法研究自体の国際的研究に向けた新たな可能性を模索した場合の、日本憲法研究の国際的寄与可能性を探ることを真剣に考えるべきではないか」ということの2つの問いを中心に掲げていた。

### 2. 研究の目的

本研究の大前提となる目的としてまずは、研究課題のタイトルどおりの「比較憲法論の世界的多様化時代における日本憲法研究の国際的再定位」をするということがあったと言える。上述の通り、近年の比較憲法研究をめぐっては、世界的に見ても、その手法をめぐる現代的転回が起きているといつてよい。具体的には、計量的手法を用いたものや、具体的な(世界レベルでの)共通的問題関心について様々な国がどのように対応をしているのかということと比較検証する作業である。そうした比較憲法の現在を知ることが本研究課題の大きな目的であるが、あわせて重視したこととして、日本憲法研究への関心が世界的にどのようなものになっているのか、あるいは、世界的な憲法学において日本憲法研究がどのような位置にあるのか、ということが多面的に探るといったことがあった。

これらのことを達成するために、上記「研究計画調書」では、次の各目的を提示することとした。それは、「世界的な比較憲法研究手法の転回のなかでの日本憲法学における従来型の比較憲法研究方法論自体の問題点を探り、日本における比較憲法方法論の脱構築を図ること」、「世界的レベルで生じている比較フラット化現象内における日本憲法(研究)への関心(憲法学や日本学)を日本憲法学内部において実証的に学び、その捉え方について日本側として積極的に認識し、日本憲法研究の立ち位置を再確認すること」、そして、「世界規模における研究実践として、新たな日本憲法研究の手法に基づく研究業績を内外に発信していくために何をすべきか、その再確認と、実際の発信をすること」である。本研究課題が正式に採択された後も、この基本的枠組みは変わることなく、研究を進めることとなった。

### 3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、本研究課題の研究期間中、次のようなことを特に実践してきた。

第1に、研究代表者・研究分担者のそれぞれの分担に従った研究活動である。具体的には、各自が資料収集をしながら一定の調査・研究が進めることとし、時折、各研究者間の研究進捗状況を確認するなどの措置を採った。

第2に、研究代表者・研究分担者(の一部)が、国内外において、比較憲法の研究者や日本を研究対象とする研究者などと面談をし、かの地における比較憲法の方法や日本(憲法)研究の意味などについて見解を聞く機会を設けた。本研究課題の実施期間中は、コロナ禍による移動制限

などもあり、対面による意見交換などが難しい時期もあったものの、いくつかの機会を設けることができたのは幸いであった。たとえば、令和5年度には、来日中のアイルランドの憲法研究者に、アイルランドと日本との比較憲法研究をめぐる意見交換ができたことなどが特筆される。

第3に、本研究課題に関する講演会・研究会などを実施することによって、本研究課題の研究代表者・研究分担者の研究を深めると同時に、本研究課題に参加していない研究者にも公開をし、本研究課題の他の研究者への周知や問題意識の共有を図った。たとえば、令和2年度には、広島大学人間社会科学研究科研究推進委員会・ひろしま「日本研究」イニシアティブとの共催で、フランス在住の日本をフィールドとする政治学・社会学を研究する若手研究者の講演を基調とするオンラインセミナーを開催したことは特筆される。これにより、フランスにおける社会科学の動向について、かの地の課題などを交えて話を聞いたことは貴重であった。さらに本セミナーでは、法学者を含む社会科学者のみならず、人文社会科学者との交流の機会となった。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

本研究課題は、海外における日本憲法研究の状況を知ることにあつた。さらにそれと同時に、海外への日本憲法研究の発信自体がひとつの目的にもなっていた。

そこでまず、各研究者が、国内外における学会や研究会などで報告を行ったことが重要となる。特に、そうした機会においては、英語その他の外国語による日本憲法研究の紹介などをすることによって、諸外国の研究者に向けた日本憲法研究の発信の機会となった。あわせて、他国の研究者との間で、比較憲法方法論や日本憲法研究に関するディスカッションをするなど、日本憲法研究の普遍性や固有性などを知る契機となった。なお、海外に向けた報告ではない場合でも、本研究課題に関する研究報告が見られたことにも言及しておきたい(具体的には、本報告書における〔学会発表〕を参照されたい)。

さらに研究代表者・研究分担者が、英語やその他の言語を用いて、日本憲法研究の特徴などについて論文を執筆し刊行する機会を得た(詳しくは、本報告書の「主な発表論文等」を参照)。このうち特に日本国内において、グローバル化のなかの憲法学のあり方について論じた著書(共著、令和3年度)や、現代における比較憲法学のあり方についてふれた著書(共著、令和4年度)の刊行に、本研究課題の研究代表者・研究代表者の一部が編者・執筆者として参加し、本研究課題に関する研究成果を公開できたことは重要であった。

以上のような研究活動を経てとりわけ重要な示唆を得たのは、次のことである。

まず、世界における比較憲法研究では、近年は特に、多数の諸国のフラットな参照のなかから、一定の共通性や各国の独自性を確認していくことが求められており、特定国を模範化するための情報収集ではないということである。すなわち、世界的に生じている憲法現象に対して各国がどのように対応をしているのかということや、ある種の「百科全書」的な手法により収集しながら、一定の打開策を見出そうとすることが多くなっている。こうしたことは、従前、実践的な憲法解釈論のためではない科学的分析であるとしながら、結局のところ模範的な一部の特定国に照準を合わせ、それらを対象とする比較を、比較憲法学の中心的作業であると自己規定してきたと思われる、日本国内における比較憲法研究に関するある種の独自性を再確認できたともいえるであろう。

また、こうした世界的現象のなかで、比較憲法研究を多様に進めていきたい諸外国からの他国に対する憲法をめぐる情報開示の熱望を知れたことも重要である。そして、そうしたなかでは、日本自体も非西洋諸国における重要な参照国のひとつとして扱われ、日本憲法研究自体への関心が高まっていることにも注意したい。他方で、世界的な憲法関連の学会や研究会では、英語を基本的共通語として、世界中のあらゆる国の研究者が、英語能力の如何にかかわらずフラットに研究報告や研究討論を行うような状況になっているなかで、日本の研究者については、日本語による成果公表が多いことや、日本人研究者の英語などの発話能力の視点から情報の発信が少ないことが指摘される。しかし、世界の研究者は、日本人研究者が拙い英語を用いたとしても、それ自体を問題とするのではなく、わかろうと努力する結果、日本側の伝えたい情報がある程度伝わっているという。こうした過程では、日本及び日本人からの情報発信がなされること自体が重要であるといったことが聞かれたことから、日本憲法研究の情報発信の仕方が、今後とも益々問われてくることとなる。

##### (2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究期間全体を通じて実施した研究成果を概観すると、まずは、日本憲法学の客観的認識の仕方につき様々な方法論があることを確認できたことが大きい。こうしたことからすると、従前の日本憲法学の(主たる)前提となっているのが特定の固定化された比較方法であったことが確認できたことから、この度の研究によって、日本における比較憲法研究の方法を客観的に分析しえたこと、さらに(日本自身の)そこからの解放を促す契機となったことが、国内の憲法学に対するインパクトとなったといえよう。

他方で、本研究課題に参加する研究者から、日本憲法研究の海外における再定位を意識した発信を海外に向けて行ったことで、海外における日本憲法研究の客観的認識を深めるための情報発信ができたことも特筆される。それと同時に、日本憲法研究自体が海外において取り残されな

いようにするための国際的再定位を図れたことが重要となる。こうしたことが、外国における研究に対するインパクトとなったと考えられる。

### (3) 今後の展望

以上の研究を経て新たに見えてきたのが、次のような課題である。それはまず、本研究のような課題は、主に比較憲法学を中心とする研究サークルのなかで展開されてきたものの、日本憲法研究自体が、その枠を超えて、たとえば「国際日本研究」の枠組みのなかでどう捉えられている、あるいは今後進展していくのかということ意識した研究ができるのではないか、と感じた点である。そして、これまでの前提として、日本憲法研究の主体が日本国内の研究者に特に限定されてきており、そのこと自体を自的に想定していたものの、そうではなく、世界の様々な手法や対象を持つ研究者に解放することによって、日本憲法学が「憲法学」内で課題としてきた問題関心を超えて研究対象が多様化されることにより、日本憲法研究に関する新たな視線の確保を図れるのではないか、といった点が挙げられる。そして、かような検討を通じてこそ、実は逆に、日本国内における憲法問題をめぐる新たな発見があるのではないかと期待もできるであろう。

なお、これは本研究課題の反省点を踏まえたものであるが、本研究課題を含めて、(比較憲法研究や日本憲法研究がどのように行われているのかといったことに関する)調査対象国が非常に限定的になりがちであり、特に、アジア・アフリカ・中南米などの研究が弱くなったことは述べておきたい。そこで、こうしたことを考えたときに、よりフラットな比較研究を遂行していくためにも、さらなる調査対象国の拡大を図る必要があることを感じた。これもまた今後の研究の展望を考えるにあたって示しておきたい重要な課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Satoshi Yokodaido	4. 巻 28 ( 56)
2. 論文標題 Discussing the Constitutionality of the Death Penalty in Japan: Toward More Humane Methods of Execution	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 57 ~ 84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Satoshi Yokodaido	4. 巻 24
2. 論文標題 Can Japanese Constitutional Law Scholars Recognize the Significance of this Book? The Universality and Originality of the Japanese Constitution in Quantitative Perspective By Kenneth Mori McElwain. Tokyo: Chikura-Shobo, 2022, 221pp., ¥3,2000+ tax (ISBN 978-4-8051-5)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japanese Journal of Political Science	6. 最初と最後の頁 368 ~ 374
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/S1468109923000075	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 1591号
2. 論文標題 海外法律情報 フランス 公務員上級職における女性比率の向上	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 93 ~ 93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junko Kotani	4. 巻 vol.11, Issue 1
2. 論文標題 The Problematic Situation of Freedom of Expression in Japan - Japan's Prisoners of Conscience: Protest and Law during the Iraq War. By Lawrence Repeta, Oxford & New York: Routledge, 2023. 238 pp. Hardcover: £120.00	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Asian Journal of Law and Society (Published online)	6. 最初と最後の頁 100 ~ 102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/als.2024.7	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junko Kotani	4. 巻 Vol. 23, No. 2, Article 9
2. 論文標題 Regulation of Sexual Expression in Japan: Criminalisation of Non-Consensual Distribution of Private Sexual Images and Beyond	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Australian Journal of Asian Law	6. 最初と最後の頁 125-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 愛敬浩二 = 木下和朗 = 西村枝美	4. 巻 83号
2. 論文標題 学界展望 憲法 (「三 統治機構」265-276頁)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 245-276
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木下和朗	4. 巻 510号
2. 論文標題 議員立法の実際 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を例にして	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 24-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 1578号
2. 論文標題 海外法律情報 フランス 購買力を保護するための緊急措置	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 89-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 1552号
2. 論文標題 海外法律情報 / フランス—テロ犯に対する保安処分	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 102-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井誠	4. 巻 93巻1号
2. 論文標題 田舎と都会 の憲法学	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Kazuaki Kinoshita
2. 発表標題 Parliamentary Procedure and "Time" in the National Diet of Japan
3. 学会等名 イギリス憲法研究会比較憲法セミナー Parliament and Constitutionalism in the UK and Japan: 2024 Viewpoints (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Junta Okada
2. 発表標題 Freedom of Association in Japan
3. 学会等名 Symposium: Comparative Perspectives on the Purpose and Potential of Freedom of Association (University College Cork, Ireland) (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡田順太
2. 発表標題 英王室属領法体系の形成過程と特殊性
3. 学会等名 日本法政学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Takashi Tokunaga
2. 発表標題 Caracteristiques de la proposition de loi au Japon
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : La democratie au Parlement
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Makoto Arai
2. 発表標題 Minorites sexuelles et La democratie au Parlement: La situation du mariage de meme sexe au Japon
3. 学会等名 Seminaire franco-japonais : La democratie au Parlement
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 国際日本研究と憲法学
3. 学会等名 国家と法研究会
4. 発表年 2024年



1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Introduction to Memory Laws in Japan
3. 学会等名 Memocracy Workshop in Tokyo
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小谷順子
2. 発表標題 記憶の法 (Memory Law) についての一考察
3. 学会等名 国家と法研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Regulation of Sexual Expression in Japan: Criminalisation of Non-Consensual Distribution of Private Sexual Images and Beyond
3. 学会等名 Seminar on Women and Legal Change in Asia
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Satoshi Yokodaido
2. 発表標題 Why should Japanese Constitutional Scholars Study the Irish Constitution? (and Vice Versa)
3. 学会等名 Understanding the Constitution of Japan: comparison and analysis
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Satoshi Yokodaido
2. 発表標題 Japan Country Report
3. 学会等名 The Right to Freedom of Thought: An Online Symposium
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Simon Serverin
2. 発表標題 Les globalismes japonais : l'autochtone et l'exogene dans le constitutionnalisme japonais
3. 学会等名 Regards croises en droit constitutionnel et droit economique - 5e Regards croises du Reseau NihonEuropa
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 フランス両院制における元老院
3. 学会等名 北陸公法判例研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 日本憲法研究の外国への発信 いくつかの話題にそくした考察
3. 学会等名 国家と法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Junta Okada
2. 発表標題 Bicameralism in Japan
3. 学会等名 Symposium: Understanding the Constitution of Japan: comparison and analysis (Trinity College Dublin)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Junta Okada
2. 発表標題 Freedom of Association in Japan
3. 学会等名 Online Workshop: Mapping the Legal Landscape of Freedom of Association
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 欧州統合におけるフランス議会の変容
3. 学会等名 慶大フランス公法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 「比較憲法」を「比較」する
3. 学会等名 国家と法研究会
4. 発表年 2021年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 Luis Roberto Barroso & Richard Albert, ed. (以上、編者)、Satoshi Yokodaido (他の研究者3名とともに "Japan" (pp. 196-201) 担当著者)、他著者多数)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 the Constitutional Studies Program at the University of Texas at Austin in collaboration with the International Forum on the Future of Constitutionalism 2023	5. 総ページ数 344
3. 書名 The 2022 International Review of Constitutional Reform	

1. 著者名 新井 誠、上田 健介、大河内 美紀、山田 哲史 (以上、編著者)、岡田順太、横大道聡 (以上、著者他10名)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 304
3. 書名 世界の憲法・日本の憲法	

1. 著者名 Luis Roberto Barroso & Richard Albert, ed. (以上、編者)、Satoshi Yokodaido (他3名とともに "Japan" 担当著者。他著者多数)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 the Constitutional Studies Program at the University of Texas at Austin in collaboration with the International Forum on the Future of Constitutionalism 2022	5. 総ページ数 252
3. 書名 The 2021 International Review of Constitutional Reform	

1. 著者名 横大道聡、新井誠、菅原真、堀口悟郎 (以上、編著者)、岡田順太、徳永貴志、シモン・サルブラン (以上の著者他、多数)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 416
3. 書名 グローバル化のなかで考える憲法	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岡田 順太 (Okada Junta) (20382690)	獨協大学・法学部・教授  (32406)	
研究分担者	小谷 順子 (Kotani Junko) (40359972)	静岡大学・人文社会科学部・教授  (13801)	
研究分担者	横大道 聡 (Yokodaido Satoshi) (40452924)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授  (32612)	
研究分担者	徳永 貴志 (Tokunaga Takashi) (50546992)	和光大学・経済経営学部・教授  (32688)	
研究分担者	Serverin Simon (Serverin Simon) (50817997)	上智大学・外国語学部・准教授  (32621)	
研究分担者	木下 和朗 (Kinoshita Kazuaki) (80284727)	岡山大学・法務学域・教授  (15301)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------